

所管部課	総務部 職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>(1) 改正理由</p> <p>「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正（令和4年10月1日施行）により、育児休業の取得回数等の制限が緩和されることに伴い、所用の改正を行う。 併せて非常勤職員の育児休業に関する規定を整備する。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の養育する子が3歳に達する日までに取得できる育児休業の回数が「原則1回」から「原則2回」までに緩和されることに伴い、所要の改正を行う。</li> <li>・ 非常勤職員の育児休業ができる期間について、養育する子が1歳に達する日までに加え、特に必要と認められる場合には、最大2歳まで取得可能とする規定を整備する。</li> </ul> <p>(3) 施行日</p> <p>令和4年10月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>職員が育児休業を取得しやすい環境が整備される。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
文書課審査済み。					
3. 留意事項（問題点等） 今後の予定					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
令和4年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。